

令和4年4月1日

株式会社 玉越

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての従業員がその能力を十分に発揮し、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 内 容

<目標>

採用した労働者に占める女性社員の比率を50%以上にする。

<取組内容・実施時期>

令和4年4月～

- ・採用状況の確認、分析、次年度の対応を検討する。

令和4年5月～

- ・採用媒体や採用手段の拡充を図る。

令和4年6月～

- ・女性活躍の支援体制の充実に取り組んでいる企業であること（くるみん認定）を積極的に広報する。

以上